

狩猟期間がはじまります！



1. 狩猟期間

- J A しまね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内：12月11日（土）～2月15日（火）まで
- 上記以外の狩猟可能場所：11月15日（月）～2月15日（火）まで

2. 法による銃猟禁止区域等

狩猟が禁止されている場所	・鳥獣保護区（焼火山南側） ・公道（私道でない道路全般・赤道も含む） ・公園法の特別保護地区 ・社寺境内、墓地 など
銃猟が禁止されている場所等 （狩猟禁止場所に下記を追加）	・市街地又は、人家、人の集まる場所 ・人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲
銃猟の時間規制	・日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、歴による日没・日の出の時刻となります。）

3. 土地所有者の承諾

垣・柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得る必要があります。

4. ハンターの皆様へ ※要注意※

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がいますので、ハンターの皆様は、くれぐれも事故のないよう安全確認を徹底して下さい。また、法令やマナーを遵守して下さい。

5. 住民の皆様へ

ハイキングや畑仕事等で入山される場合には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールして下さい。

狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、お願いします。



お問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課（電話：08514 - 6 - 1220）



マチを好きになるアプリ



マチイロ

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん！

1

役立つ行政情報を見逃さない！

2

自分に合わせた情報が届く！

3

いろいろなマチの魅力をお届け！



ダウンロードはこちら！

医療事務スタッフ

募集中

◆ 資格・経験不問 ◆

まずはお気軽に
ご相談ください！



勤務地：スイング島前薬局

〒684-0303 西ノ島町美田 2068-2

【お問い合わせ先】
株式会社エスマイル 島根事業部
TEL：0853-20-7033
<https://www.ssmile.co.jp>

除雪作業へのご協力をお願いします！

今年も降雪シーズンを迎えました。国道・県道及び町道の除雪作業にあたりましては、下記のように対応してまいりますのでご協力をお願いします。

除雪期間
令和3年11月1日
～
令和4年3月31日

- ▶ 除雪作業は、積雪量が概ね15cm程度から行います。
- ▶ 急坂路の危険箇所には凍結防止剤を配置してあります。凍結防止剤は、必要に応じて散布をしてください。
- ▶ 期間中、自動車等を路上に放置しないようお願いします。
- ▶ 住居の雪を道路上に搬出しないようお願いします。
- ▶ 除雪のため、田畑等に砂利等が落ちる可能性があります。ご了承ください。
- ▶ 竹や木に降り積もる雪で交通の障害になった場合は、交通を確保するため、竹や木の枝を切り払いますのでご了承ください。
- ▶ 冬用タイヤの交換は、早めに行いましょう。



お問い合わせ先：島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部（電話：08514 - 7 - 9117）
西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）

蜜蜂の飼育には届出が必要です！

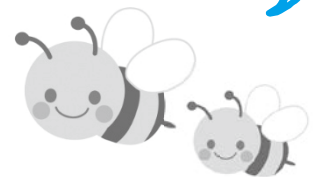
蜜蜂を飼育する方は、養蜂振興法の規定に基づき「蜜蜂飼育届」を提出することが義務付けられています。

蜜蜂を飼育している方または飼育計画のある方は下記のとおり届出して下さい。

なお、花粉交配用に期間限定で飼育される園芸農家の方は届出の必要はありません。

また、年の途中で新たに飼育される場合も届出が必要となりますので、産業振興課（08514-6-1220）までご連絡下さい。

書類提出期限は、
令和4年
1月12日（水）です。



提出内容	毎年1月1日現在の飼育状況及び年間飼育計画
提出書類	蜜蜂飼育届及び同意書（任意）
提出期限	令和4年1月12日までに役場産業振興課へ提出して下さい。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課（電話：08514 - 6 - 1220）